創業支援融資 (一般資金)

広島市では、市内に主たる事業所を設け、新たに事業を営もうとする中小企業者に対して、必要な事業資金を供給し、その創業を促進するため、創業支援融資制度を設けています。

て、必要な事業資	る金を供給し、その創業を促進するため、創業支援融資制度を設けています。
ご利用いただける方	【一般】 事業を営んでいない個人が融資対象となる中小企業者として新たに事業を営も うとするもの又は事業を開始した日以後3年を経過していないもの 【創業等関連】 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成11年法律第18号)に 定める創業者として市内に主たる事業所を設け新たに事業を営もうとするもの、 又は新規中小企業者として市内に主たる事業所を有するものであって、保証協会の創業等関連保証の対象となるもの 【創業関連】 産業活力再生特別措置法(平成11年法律第131号)に定める創業者として市内に主たる事業所を設け新たに事業を営もうとするもの、又は現に市内に主たる事業所を設けているものであって、保証協会の創業関連保証の対象となるもの ※上記の【一般】、【創業等関連】、【創業関連】のいずれについても個人として事業を営むものにあっては市内に住所を有することを要しない
資 金 使 途	運転資金・設備資金
融資限度額	1,000万円以内
融資期間	運転資金: 7年以内(うち据置1年以内) 設備資金:10年以内(うち据置1年以内)
融資利率	年1. 4%以下
信用保証	原則として保証付き 保証料率 (一般・・・保証協会の定めによる 創業関連、創業等関連・・・O.7%
担保及び保証人	【一般】 取扱金融機関又は広島県信用保証協会所定の方法による。 【創業関連・創業等関連】 無担保とし、法人代表者を除いて保証人を必要としない。
取扱金融機関	商工組合中央金庫、広島銀行、山口銀行、中国銀行、山陰合同銀行、 もみじ銀行、西京銀行、広島信用金庫、呉信用金庫、広島市信用組合、 広島県信用組合
融資手続等	市所定の「創業計画書」を添付し、広島県信用保証協会又は上記取扱金融機関に申込をしてください。ただし、既に事業を営んでいる方は、「創業計画書」の添付は不要です。
問い合わせ先	広島市経済観光局産業振興部ものづくり支援課 ☎ (082)504-2237 (公財)広島市産業振興センター中小企業支援センター ☎ (082)278-8032